

財政制度等審議会関係法令等

令和 7 年 5 月 28 日
財 務 省 理 財 局

目 次

○ 財務省設置法（抄）	・ ・ ・	1
○ 財政制度等審議会令	・ ・ ・	2
○ 財政制度等審議会議事規則	・ ・ ・	7
○ たばこ事業法（抄）	・ ・ ・	9
○ たばこ事業法施行令（抄）	・ ・ ・	10
○ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（抄）	・ ・ ・	11
○ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（抄）	・ ・ ・	15
○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（抄）	・ ・ ・	18
○ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（抄）	・ ・ ・	19
○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抄）	・ ・ ・	21
○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（抄）	・ ・ ・	22

○ 財務省設置法(抄)

(平成11年7月16日法律第95号)
(最終改正：令和5年6月23日法律第69号)

(設置)

第6条 本省に、次の審議会等を置く。

財政制度等審議会

関税・外国為替等審議会

(財政制度等審議会)

第7条 財政制度等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項

ロ 国家公務員共済組合の制度に関する重要事項

ハ 財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項

ニ たばこ事業及び塩事業に関する重要事項

ホ 国有財産の管理及び処分に関する基本方針
その他国有財産に関する重要事項

二 前号イからホまでに掲げる重要事項に関し、財務大臣に意見を述べること。

三 財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律(昭和22年法律第129号)、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和48年法律第7号)、たばこ事業法(昭和59年法律第68号)、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、財政制度等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他財政制度等審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○ 財政制度等審議会令

(平成12年6月7日政令第275号)
(最終改正：令和5年3月23日政令第68号)

(所掌事務)

第1条 財政制度等審議会(以下「審議会」という。)は、財務省設置法第7条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第11条の3第2項及びたばこ事業法施行令(昭和60年政令第21号)第4条第5項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第17条第5項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

三 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第25条第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理す

ること。

四 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第7条の7第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、財務大臣が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 国家公務員共済組合の組合員（以下この号において「組合員」という。）の雇用主を代表する者及び組合員を代表する者
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

るものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第6条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
財政制度分科会	国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項を調査審議すること。
国家公務員共済組合分科会	一 国家公務員共済組合の制度に関する重要事項を調査審議すること。 二 国家公務員共済組合法施行令第11条の3第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

財政投融资分科会	一 財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項を調査審議すること。 二 財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律（昭和22年法律第129号）、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）及び財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和48年法律第7号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
たばこ事業等分科会	一 たばこ事業及び塩事業に関する重要事項を調査審議すること。 二 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）の規定及びたばこ事業法施行令第4条第5項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 三 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第17条第5項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 四 資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
国有財産分科会	一 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議すること。 二 国有財産法（昭和23年法律第73号）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）の規定により審議会の権

	限に属させられた事項を処理すること。
--	--------------------

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員（第3条第2項第2号に掲げる者を除く。）及び専門委員は、財務大臣が指名する。
- 3 第3条第2項第2号に掲げる臨時委員は、国家公務員共済組合分科会に属する。
- 4 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第7条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長。次項において同じ。）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ

指名する者が、その職務を代理する。

- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨

時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第9条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、財務省主計局調査課において総括し、及び処理する。ただし、各分科会の庶務は、財政制度分科会については財務省主計局調査課、国家公務員共済組合分科会については財務省主計局給与共済課、財政投融资分科会につい

ては財務省理財局財政投融资総括課、たばこ事業等分科会については財務省理財局総務課、国有財産分科会については財務省理財局国有財産企画課においてそれぞれ処理する。

（雑則）

第11条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。
- 2 平成29年1月5日に第4条第1項に規定する任期が満了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、同年3月31日までとする。

○ 財政制度等審議会議事規則

(平成13年1月19日財政制度等審議会総会決定)

(趣旨)

第1条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、財政制度等審議会令（平成12年政令第275号、以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(審議会の招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

(緊急時の議決特例)

第3条 会長は、会議を招集した場合において、やむを得ない事情により委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が一堂に会するこ

とが困難であり、かつ、緊急に審議会の議決を経ることが審議会の目的達成上やむを得ないと認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

2 前項の規定により議決された事項については、会長は次に開かれる会議において、当該議決について報告するものとする。

(会議)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

(議事録)

第5条 会長は、会議の議事録を会議のつど作成するものとする。

(議事の公開)

第6条 審議会は、会議又は議事録を速やかに公開することを原則とする。

- 2 会長は、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会令第9条に基づく資料の提出等の要求は会長が行う。

(分科会)

第8条 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

- 2 会長は、調査審議事項が分科会に調査審議させることが適当と認められる場合には、分科会に付託することができる。
- 3 審議会は、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

- 2 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 3 会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長。）は、調査審議事項が部会に調査審議させることが適当と認められる場合には、部会に付託することができる。

- 4 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

- 2 分科会において必要がある場合には、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項を分科会長が分科会に諮って定めることができる。

附 則

この規則は、平成13年1月19日から実施する。

○ たばこ事業法(抄)

(昭和59年8月10日法律第68号)
(最終改正：令和5年12月13日法律第84号)

(小売定価の認可)

第33条 会社又は特定販売業者は、その者の現に販売をしていない品目の製造たばこ（その者が自ら製造し、又は輸入するものに限る。以下この条において同じ。）の販売をしようとする場合においては、当分の間、政令で定めるところにより、その品目ごとに一の小売定価を定めて、当該製造たばこを製造場から移出し、又は輸入する時までに、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社又は特定販売業者は、既にその者が前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る小売定価を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、その実施の時期を定めて、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

3 前2項の場合において、二以上の者から製造たばこの同一の品目について小売定価の認可の申請があつた場合その他これに準ずる場合における認可の方法及び前2項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(広告に関する勧告等)

第40条 製造たばこに係る広告を行う者は、二十歳未満の者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合には、あらかじめ、財政制度等審議会の意見を聴いて、製造たばこに係る広告を行う者に対し、当該広告を行う際の指針を示すことができる。

○ たばこ事業法施行令(抄)

(昭和60年3月5日政令第21号)

(最終改正：平成16年10月15日政令第312号)

(二以上の者から製造たばこの一の品目について小売定価の認可の申請があつた場合における認可の方法等)

第4条 財務大臣は、製造たばこの一の品目について、二以上の特定販売業者から異なる小売定価を定めて法第33条第1項又は第2項の小売定価の認可の申請があつた場合（当該品目について既に当該認可を受けている特定販売業者（第8項の規定による届出をした特定販売業者を除く。）がある場合は、そのすべての者が当該申請を行うときに限る。）は、当該申請を行つた特定販売業者に、遅滞なく、その旨を通知するとともに、継続的な販売の見込み及び価格の水準を勘案して当該二以上の申請に係る小売定価のうちの申請に係る小売定価を認可するものとする。

2 財務大臣は、特定販売業者が、法第33条第1項又は第2項の小売定価の認可が行われている製造たばこの品目（以下この条において「認可品目」

という。）について、当該認可に係る小売定価（以下この条において「認可小売定価」という。）と異なる小売定価により法第33条第1項又は第2項の認可の申請を行つた場合において、認可小売定価に係る同条第1項又は第2項の認可を受けている特定販売業者（第8項の規定による届出をした特定販売業者を除く。以下この項において「認可特定販売業者」という。）の全部又は一部が同条第2項の小売定価の変更の認可の申請をしないときは、当該申請を行つた特定販売業者及び認可特定販売業者に、遅滞なく、その旨を通知するとともに、継続的な販売の見込み及び価格の水準を勘案して当該申請に係る小売定価を認可することができる。

5 財務大臣は、第1項の規定により認可をし、又は第2項の規定により認可をし、若しくは認可をしないときは、あらかじめ、財政制度等審議会の意見を聴くものとする。

○ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(抄)

(昭和54年6月22日法律第49号)

(最終改正：令和4年5月20日法律第46号)

(合理化計画に係る指示及び命令)

第17条 主務大臣は、特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該特定事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第3項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関する計画（以下「合理化計画」という。）を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2 主務大臣は、合理化計画が当該特定事業者が設置している工場等に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないとき、当該特定事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることができる。

3 主務大臣は、特定事業者が合理化計画を実施し

ていないと認めるときは、当該特定事業者に対し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。

4 主務大臣は、前3項に規定する指示を受けた特定事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第1項から第3項までに規定する指示を受けた特定事業者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(合理化計画に係る指示及び命令)

第29条 主務大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連

鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、当該特定連鎖化事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第3項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

- 2 主務大臣は、合理化計画が当該特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることができる。
- 3 主務大臣は、特定連鎖化事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。
- 4 主務大臣は、前3項に規定する指示を受けた特

定連鎖化事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

- 5 主務大臣は、第1項から第3項までに規定する指示を受けた特定連鎖化事業者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定連鎖化事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(合理化計画に係る指示及び命令)

- 第41条 主務大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項及び次条第1項において同じ。）及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第3項に規定する指針に

従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

- 2 主務大臣は、合理化計画が当該認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないと認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることができる。
- 3 主務大臣は、認定管理統括事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、合理化計画を適切に実施すべき旨の指示をすることができる。
- 4 主務大臣は、前3項に規定する指示を受けた認定管理統括事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 主務大臣は、第1項から第3項までに規定する指示を受けた認定管理統括事業者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該認定管理統括事業者に対し、その指示に係る

措置をとるべきことを命ずることができる。

(勧告及び命令)

- 第116条 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第111条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、同条第3項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 2 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第111条第2項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、同条第3項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

できる。

- 3 主務大臣は、前2項に規定する勧告を受けた特定荷主がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 主務大臣は、第1項に規定する勧告を受けた特定荷主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定荷主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（勧告及び命令）

第120条 主務大臣は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第111条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括荷主に対し、同条第3項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に

関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第111条第2項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括荷主に対し、同条第3項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 主務大臣は、前2項に規定する勧告を受けた認定管理統括荷主がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 主務大臣は、第1項に規定する勧告を受けた認定管理統括荷主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該認定管理統括荷主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

○ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(抄)

(昭和54年9月29日政令第267号)

(最終改正：令和6年3月29日政令第102号)

(特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第7条 法第17条第5項、第29条第5項及び第41条第5項の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

2 第5条第1項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもののみを設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第17条第5項、第29条第5項又は第41条第5項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

3 第5条第1項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第17条第5項、第29条第5項又は第41条第5項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、前2項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

財務大臣	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあっては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあっては国税審議会
厚生労働大臣	薬事審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

(特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第13条 法第116条第4項及び第120条第4項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	たばこ製造業又は塩製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括荷主に係る場合に

	あつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主又は認定管理統括荷主に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第 116 条第 4 項又は第 120 条第 4 項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律(抄)

(指定表示事業者の表示の標準となるべき事項)

第24条 主務大臣は、指定表示製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、指定表示製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して指定表示製品の製造、加工又は販売の事業を行う者(その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」という。)が遵守すべき事項

(勧告及び命令)

第25条 主務大臣は、前条第1項の主務省令で定める同項第1号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の主務省令で定める同項第2号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない指定表示事業者(中小企業基本法(昭和38年

(平成3年4月26日法律第48号)

(最終改正：令和4年5月20日法律第46号)

法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であつて、その政令で定める収入金額が政令で定める要件に該当するものを除く。)があるときは、当該指定表示事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定表示事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 主務大臣は、第1項に規定する勧告を受けた指定表示事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定表示製品に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定表示事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(抄)

(平成3年10月18日政令第327号)
(最終改正：令和6年6月14日政令第209号)

(指定表示事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第18条 法第25条第3項の審議会等で政令で定めるものは、別表第5の上欄に掲げる指定表示製品に係る同表の中欄に掲げる指定表示事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第5 (第5条、第18条、第31条関係)

6 特定容器包装(容器包装(商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。)のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、特定調味料又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器その他主	1 特定容器包装(商品の容器であるものとして経済産業省令で定めるものに限る。)を製造する事業者	産業構造審議会
	2 その事業(たばこ事業又は塩事業に限る。以下この号において同じ。)の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者	財政制度等審議会
	3 その事業(酒類業に限る。以下この号において同じ。)の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者	国税審議会

務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）	4 その事業（厚生労働大臣の所管に属する事業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者	薬事審議会
	5 その事業（農林水産大臣の所管に属する事業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者	食料・農業・農村政策審議会
	6 その事業（経済産業大臣の所管に属する事業に限る。以下この号において同じ。）の用に供するために特定容器包装の製造を発注する事業者及び特定容器包装に入れられ、又は特定容器包装で包まれた商品であって自ら輸入したものを販売する事業者	産業構造審議会

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(抄)

(平成7年6月16日法律第112号)
(最終改正：平成23年8月30日法律第105号)

(勧告及び命令)

第7条の7 主務大臣は、容器包装多量利用事業者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が第7条の4第1項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該容器包装多量利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第1項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該容器包装多量利用事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(抄)

(平成7年12月14日政令第411号)

(最終改正：令和6年6月14日政令第209号)

(容器包装多量利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第7条 法第7条の7第3項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる容器包装多量利用事業者が行う事業ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

財務大臣の所管に属する事業	たばこ小売業又は塩小売業にあつては財政制度等審議会、酒類小売業にあつては国税審議会
厚生労働大臣の所管に属する事業	薬事審議会
農林水産大臣の所管に属する事業	食料・農業・農村政策審議会
経済産業大臣の所管に属する事業	産業構造審議会